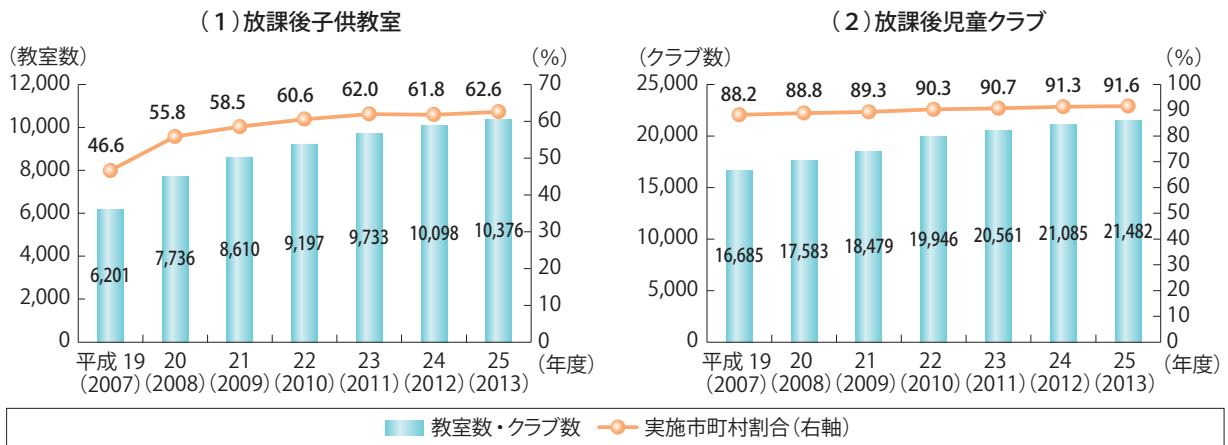


第2-4-4図 「放課後子どもプラン」の実施状況



(出典) 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>), 厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

(2) 中高生の放課後の居場所づくり(文部科学省, 厚生労働省)

各地の子どもに関係する団体や行政機関がばらばらにその地域の子どもの実情を把握しており、情報の共有が進んでおらず、子どもの居場所がどこで、何をしているのか広く知られないままとなっている。地域で子どもに関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力していくことが必要である。

文部科学省は、子ども・若者の居場所づくりに関する各種の取組を推進している(詳細については第2部第2章第1節2(3)「地域等での多様な活動」, 第4章第1節3(1)「放課後子どもプランの推進」を参照)。

厚生労働省は、児童館の整備を推進している。(児童館については第2部第2章2「多様な活動機会の提供」を参照)

COLUMN No. 13

児童館における中高生支援の取組
～札幌市平岸児童会館“とよひらっぴーフェスティバル”～

札幌市の児童会館で実施している中高生夜間利用【ふりーたいむ】では、バスケットボールやダンス、バンドなど幅広い活動が行われている。

みんなで集まって何かをすることは楽しい。何かに集中する、真剣に取り組む(汗をかく)、共感する、表現する…。【ふりーたいむ】は中高生にとって、人格形成に重要なコミュニケーション能力を学ぶ場であり、日常の学校生活ではかかわることがない者同士が出会い、刺激を受けあうことができる居場所となっている。

このことに着目し、中高生が集まる機会・場所がほしいと要望が出たことをきっかけに、平成23(2011)年度から豊平若者活動センターとの共催で、中高生向けイベント「とよひらっぴーフェスティバル」が始まった。

※中高生夜間利用『ふりーたいむ』: 札幌市児童会館では、週に2回(実施曜日は各館で異なる)、中学生は19時まで、高校生は21時まで利用ができる。平成18(2006)年度より一部で開設し、平成22(2010)年度より103館で実施。活動場所や仲間を求める中高生の居場所となっている。

【事業の具体的な内容】**(1) 企画・事前準備**

実行委員会が立ち上がり、高校生、若者、職員が一同に集まり、どのようなプログラムにすると中高生が参加しやすいか、あるいは参加意欲がわくのかなど、参加者の気持ちになって企画が練り上げられた。全体会議は当日までに5回行い、その他の担当をスポーツ・ステージ・バラエティに分け、それぞれ準備が進められた。

(2) イベント前日

スポーツ大会の準備・装飾などは、高校生と若者が大活躍。ライブの音楽器材設営は、出演する高校生バンドのメンバーが準備した。

(3) イベント当日

オープニングは実行委員会の高校生が司会を務めた。バスケットボールは中学生8チーム、高校生6チーム、フットサルは中高生混合9チームが参加し、白熱した試合で大変盛り上がった。

**【事業実施のポイント】**

中高生が、日常の中で、自分たちが主体的になれば、どんなことも児童会館で実現可能なのだというイメージを持てるよう、取り組まれている。

児童会館卒業生のボランティアの理解・協力が日頃から大切にされており、彼らが高校生をサポートし、高校生が卒業した時には次の世代の高校生をサポートする。利用者同士の運営サイクルの構築が意図的に行われている。

大きなイベントだけではなく、音楽ライブやバスケットボール大会、クッキング（お好み焼きパーティーなど）など小さい事業が積み重ねられている。イベントの規模が大きくなってもその積み上げが生かされ、参加意欲や中高生が自ら企画し運営する力となる。

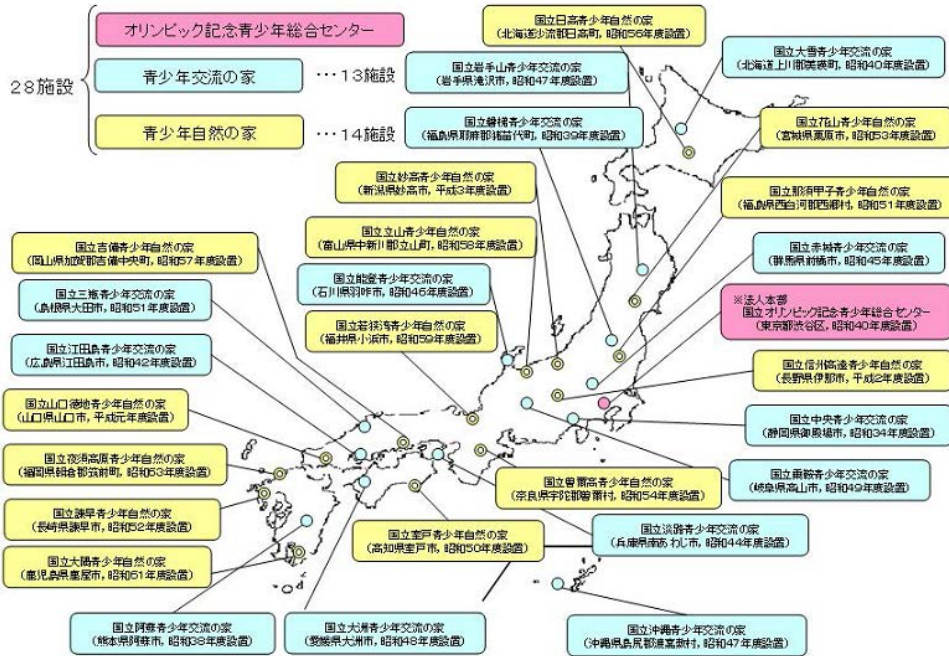
(3) 体験・交流活動等の場づくり**ア 青少年教育施設（文部科学省）**

青少年教育施設は、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、子どもや若者が行う自主的な活動の支援により、青少年の健全な育成や青少年教育の振興を図ることを主たる目的として設置された施設である。

独立行政法人国立青少年教育振興機構は、**国立青少年教育施設**（全国28施設。第2-4-5図）を通じて、様々な体験活動などの機会を提供しており、平成25（2013）年度は約517万人に利用されて

いる。被災地の子どもの心身の健全育成とリフレッシュを図るため、自然体験活動などの機会を提供するリフレッシュキャンプも実施している。また、教育的研修支援や青少年教育に関する調査研究を実施し、それらの成果を全国の公立青少年教育施設や関係団体へ普及している。

第2-4-5図 国立青少年教育施設



(出典) 文部科学省資料

イ 都市公園 (国土交通省)

都市公園は、都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間の形成や都市住民の様々な余暇活動の場の提供のため設置されており、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、子どもや若者をはじめあらゆる世代が交流を図ることができる場である。

国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している¹⁸⁶。

ウ スポーツ活動の場 (文部科学省)

スポーツは心身の健全な発達に重要な役割を果たすものである。体育・スポーツ施設¹⁸⁷は、青少年をはじめとする地域住民の日常スポーツ活動の場であり、近年のスポーツニーズの多様化・高度化に伴い、魅力的な施設づくりが望まれている。国民の日常生活における体力づくりやスポーツ活動の場や青少年の遊び場が不足している今日、地域住民のスポーツ活動の場として、学校体育施設を地域住民に対し積極的に開放することも望まれている。

文部科学省は、国民の誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実への支援を推進している¹⁸⁸。

186 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html

187 全国に体育・スポーツ施設は約22万か所あり、そのうち、学校体育・スポーツ施設が約61%、公共スポーツ施設が約24%、民間スポーツ施設が約8%、大学・高専体育施設が約4%、職場スポーツ施設が約3%となっている。これらのうち、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる学校体育・スポーツ施設についてみると、最も設置数の多い施設は体育館で、約37,000か所となっており、次いで、多目的運動広場が約36,000か所、水泳プール(屋外)が約28,000か所、庭球場(屋外)が約1万か所となっている。

188 http://www.mext.go.jp/a_menu/a004.htm

エ 自然公園（環境省）

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されており、子どもや若者をはじめ広く国民の自然とのふれあいや野外活動の場として重要な役割を果たしている。平成24（2012）年度末現在、国立公園30か所¹⁸⁹、国定公園56か所、都道府県立自然公園315か所が指定されている。平成24（2012）年における利用者は、延べ約8億人に達している。

環境省は、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応するため、平成25（2013）年度は、30の国立公園においては直轄事業により、また、36都道府県の国定公園等整備事業に対しては交付金を交付し、歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備を推進している。このほか、環境学習・保全調査や過去に損なわれた自然環境を再生するための自然再生事業、新宿御苑などの国民公園における施設整備を実施し、広く国民に供している。

オ 水辺空間の整備（文部科学省、国土交通省、環境省）

国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間（「子どもの水辺」）における環境学習・自然体験活動を推進するため、「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」を実施している。「子どもの水辺」は平成24（2012）年度末時点で、295か所が登録されている。市民団体や教育関係者、河川管理者が一体となって、「子どもの水辺サポートセンター」¹⁹⁰による水辺での活動に必要な機材（ライフジャケットなど）の貸出しや学習プログラムの紹介といった環境学習・自然体験活動が行われている（第2-4-6図）。安全確保や親水空間確保のための水辺の整備が必要な場合には、「水辺の楽校プロジェクト」¹⁹¹により、水辺に近づきやすい河岸整備などを実施している。

第2-4-6図 子どもの水辺サポートセンター



（出典）子どもの水辺サポートセンターホームページ（www.mizube-support-center.org/）

第2-4-7図 レクリエーションの森（自然観察教育林）



（出典）林野庁ホームページ（http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html）

カ レクリエーションの森の整備（農林水産省）

林野庁は、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供するため、自然休養林などの「レクリエーションの森」の活用を推進している¹⁹²（第2-4-7図）。平成25（2013）年4月1日現在、全国1,083か所、39万ヘクタールをレクリエーションの森として設定しており、平成24（2012）年度には延べ1億2,000万人が利用している。

キ 被災地における学び・交流の場づくり

文部科学省は、被災地においても学校・公民

189 <http://www.env.go.jp/park/>

190 「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」の推進・支援組織として財団法人河川環境管理財団内に設立されている。<http://www.mizube-support-center.org/>

191 <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyoku/gakkou/>

192 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html